

神戸市立工業高等専門学校人権教育推進委員会規則

2023年4月1日

規則第135号

(目的)

第1条 この規則は、神戸市立工業高等専門学校人権教育推進委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 委員会は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）

第3条に規定する基本理念及びいじめ防止対策推進法（平成25年日法律第71号）第35条の規定等を踏まえ、神戸市立工業高等専門学校（以下「本校」という。）の人権教育の目標、及び年間指導計画の作成、実施、評価及び改善を行い、人権教育の充実を図るために設置する。

(構成)

第3条 委員会は、校長、教務主事（教育）及び副主事（教育）1名、学生主事及び副主事（学生）1名、学生相談室長、学年主任、各専門学科から選任された教員各1名、一般科から選任された教員1名、情報教育研究支援センターから選出された教員1名、事務室長、学生課長、学生担当係長並びに教員組合代表者1名をもって構成する。

2 委員長は、校長とする。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理又は代行する。

(任務)

第4条 委員会の任務は、人権教育に関する次の事項とする。

- (1) 人権教育の目標及び年間指導計画の作成、実施、評価及び改善
- (2) 教職員に対する研修の企画及び実施
- (3) 交流活動、福祉体験学習その他の学生の活動に対する支援及び助言
- (4) 学生に対する教科及び教科外指導の計画及び実施
- (5) 保護者及び地域との連携に関する実務
- (6) 人権問題の防止及び早期発見

(会議の開催)

第5条 会議は、委員長がこれを招集する。

2 委員は、会議の招集を委員長に要請することができる。

3 委員会が必要と認めたときには、委員以外の関係教職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、1年とし再任を妨げない。

(事務処理)

第7条 委員会に係る事務は、学生主事室及び事務室が処理する。

(改廃)

第8条 この規則の改廃については、委員会で協議する。

附 則

この規則は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2026年4月1日から施行する。